
議題 基準諮問会議

項目 基準諮問会議からのテーマ提言への対応

I. 本資料の目的

1. 平成 30 年 11 月 29 日に開催された第 397 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言に関する当委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

II. 新規テーマの提言等への対応

「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実

(基準諮問会議による提言の内容)

2. 別紙の「基準諮問会議 新規テーマに関する提言」に記載されている『見積りの不確実性の発生要因』及び『関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続』に関する注記情報の充実」に関する提言の内容は、以下のとおりである。

『見積りの不確実性の発生要因』及び『関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続』に関する注記情報の充実について検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言致します。

なお、検討に際しては、新たに開示されることになる情報の有用性、開示に係る費用対効果、個別財務諸表における開示の必要性、及び重要性の具体的な定め等の必要性等について、慎重に検討していただきたい旨を付記します。」

(当委員会の対応方針 (案))

3. 基準諮問会議の提言を尊重し、「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実について、当委員会の新規テーマとしてはどうか。なお、当委員会で検討を行うにあたっては、新たに開示されることになる情報の有用性、開示に係る費用対効果、個別財務諸表における開示の必要性、及び重要性の具体的な定め等の必要性等について、慎重に検討すべきと基準諮問会議の提言に付記されている内容を考慮し、審議を行うこととしてはどうか。

また、本件の詳細な検討を行う専門委員会は、基準諮問会議からの依頼に基づきすでに検討を行っているディスクロージャー専門委員会としてはどうか。

審議事項(4)

ディスカッション・ポイント

上記の当委員会の対応方針（案）に同意するか。

以 上

(別紙)

2018年11月29日

企業会計基準委員会
委員長 小野 行雄 殿

基準諮問会議
議長 湯浅 一生

基準諮問会議 新規テーマに関する提言

2018年11月12日に開催された第34回基準諮問会議において審議の結果、以下の提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

I. 提言内容

「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実について検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言致します。

なお、検討に際しては、新たに開示されることになる情報の有用性、開示に係る費用対効果、個別財務諸表における開示の必要性、及び重要性の具体的な定め等の必要性等について、慎重に検討していただきたい旨を付記します。

II. 提言に至るまでの経緯

1. 日本公認会計士協会(2016年3月提案)及び日本証券アナリスト協会(2017年11月提案)による「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」の開示に関する新規テーマの提案について、2016年3月、2016年7月、2017年3月及び2017年11月の基準諮問会議において4回審議を行ったが、貴委員会に対して新規テーマの提言とすることについて賛否両論が聞かれ、基準諮問会議のコンセンサスには至らなかった。
2. これらの状況を踏まえ、貴委員会のディスクロージャー専門委員会に、国際的な動向も含め開示全体の動向を踏まえ、当該開示を行う場合の具体的な範囲や、当該開示を行った場合の有用性について検討することを依頼し

審議事項(4)

- た。
3. 第34回基準諮問会議（2018年11月12日）において、ディスクロージャー専門委員会から検討結果の報告がなされ（審議事項(1)-2 参考資料¹）、基準諮問会議は、ディスクロージャー専門委員会からの検討結果を踏まえ、「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実について貴委員会に対してテーマ提言することとなった。

以 上

¹ 参考資料の表記は原文のもの。本委員会では、審議資料(4)参考資料を参照のこと。